

令和7年度 社会福祉法人 指導監査結果

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
馬路村	馬路村社会福祉協議会	R7.8.5	1 理事会の招集通知が期限までに発出されていない事例が認められた。理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発すること。なお前記にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 2 理事会における理事長の職務の執行状況報告が行われていないことが認められた。理事長は、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）自己の職務の執行状況を理事会に報告を行い、議事録にその旨を記載すること。 3 特定の収益及び費用について、法人名義の通帳に入出金処理の記録があるが、経理規程の定めるところによる会計処理がなされておらず、当該部分に係る計算書類が作成されていない事例が認められた。会計基準及び経理規程に基づいた会計処理を行うこと。 4 令和6年度の計算書類において、その他の積立金の計上（3円）に関して、理事会の決議に基づいていない事例が認められた。その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善済	
高知市	社会福祉法人高知慈善協会	R7.9.2	1 定時評議員会の直後の理事会において、招集通知の省略を行っているが、理事及び監事全員の同意が確認できないことが認められた。理事会については理事及び監事全員の同意がある場合は招集手続の省略を行うことができるとなつており、その場合は議事録に理事及び監事全員の同意があった旨を記載する等記録を残すようにしておくこと。 2 監事が2回連続で理事会を欠席していることが認められた。監事は理事会への出席義務があることから、理事会に監事が出席できるよう日程調整を行う等の配慮を行うこと。 3 評議員会において議決を行なう際、特別利害関係がある者の確認を一部の議案について行なっていないことが認められた。全ての議案について確認すること。	改善済	
四万十町	社会福祉法人清流会	R7.9.3	1 公表されている定款の内容が直近のものでないことが認められた。定款について、直近の内容を公表すること。 2 評議員の選任において、任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。評議員について、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催して評議員選任候補者の推薦を決定した後、評議員選任・解任委員会において選任すること。 3 理事の選任において、任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。理事について、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催し、理事選任案を決定した後、評議員会で選任すること。 4 監事の選任において、定款で定めた員数が選任されていないこと及び任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。監事について、欠員が生じた場合は、速やかに定款で定めた員数を満たすこと。また、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催し、監事選任案を決定した後、評議員会で選任すること。 5 令和5年度以降、定時評議員会が招集及び開催されていないことが認められた。定時評議員会について、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日までに招集し、開催すること。	改善中	
			6 理事長に対する報酬等の支給基準について、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、確認することができなかった。また、「不当に高額」でないことについて、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認することができなかった。役員等報酬等の支給基準について、法人として説明責任を果たす必要があることから、明確にしておくこと。	改善中	

所在地	法 人 名	指導監査 実施日	文書による指導の内容	指導に 対する 是正状況	備 考
四万十町	社会福祉法人清流会	R7.9.3	7 令和7年度理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、令和7年度財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていないことが認められた。法人の透明性を確保するため、インターネットの利用により公表するとともに、財務諸表等電子開示システムを利用した届出をおこなうこと。	改善中	
			8 令和7年度資金収支予算書について、理事会の承認を受けていないことが認められた。資金収支予算書については、定款に基づき理事会の承認を受けること。	改善中	
津野町	社会福祉法人津野町社会福祉協議会	R7.9.30	1 令和6年度の計算書類において、法人本部拠点と就労継続支援事業所拠点との拠点区分間貸付金（借入金）について相殺消去がされていないことが認められた。計算書類においては、すべての内部取引を相殺消去すること。	改善済	
大川村	社会福祉法人大川村社会福祉協議会	R7.10.14	1 その他の積立金について、当期末繰越活動増減差額（△4,112,459円）にその他の積立金取崩額（0円）を加算した額を超えて積立（寄付金600,000円及び積立金利227円）を行っていることが認められた。その他の積立金は、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰を生じた場合にのみ積立を行うこと。	改善中	
			2 その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていないことが認められた。（寄付金600,000円及び積立金利227円）その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善中	
日高村	社会福祉法人日高村社会福祉協議会	R7.10.16	1 評議員会への欠席が連続している者が認められた。評議員会の役割の重要性を鑑みて、日程調整等により出席を可能とする措置を講ずること。	改善中	
			2 令和6年度の計算書類において、その他の積立金の計上に関して理事会の決議に基づいていない事例が認められた。（寄付金300,000円及び積立金利息405円の計300,405円）その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善中	
佐川町	社会福祉法人おひさま	R7.10.29	なし		
奈半利町	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	R7.10.30	1 評議員選任・解任委員会において、外部委員が1名のみの出席で評議員を選任していることが認められた。評議員の選任は、定款の定めに従い外部委員2名が出席する委員会において行うこと。	改善中	
			2 評議員会の招集の通知が定められた期日までに発出されていないことが認められた。評議員会の招集通知は、評議員会の1週間又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに各評議員に対して発出すること。	改善中	
			3 関係行政の職員が役員の総数の5分の1を超えて選任されていることが認められた。社会福祉協議会にあっては関係行政の職員が役員（理事・監事）総数の5分の1を超えない割合で選任すること。	改善中	
			4 令和6年度から7年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席した理事がいることが認められた。理事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善中	
			5 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事からの同意書を得ていないことが認められた。監事選任議案を評議員会に提出するに当たっては監事の過半数の同意を書面で得ること。なお、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録へ同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印を行うことでも差し支えない。	改善中	
			6 令和6年度から7年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席した監事がいることが認められた。監事は理事会への出席義務があることから、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善中	
			7 理事会の招集の通知が定められた期日までに役員（理事・監事）に発出されていないことが認められた。理事会の招集通知は、理事会の1週間又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各役員に対して発出すること。	改善中	
			8 会長の職務の執行状況の理事会への報告について、年1回となっていることが認められた。定款の定めに従い、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告すること。	改善中	

所在地	法 人 名	指導監査 実施日	文書による指導の内容	指導に 対する 是正状況	備 考
奈半利町	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	R7.10.30	9 令和6年度に実施した自動車購入契約において、経理規程に違反して随意契約を行っていたことが認められた。同規程に基づいて契約を行うこと。	改善中	
いの町	社会福祉法人はってん福祉会	R7.11.6	1 社会福祉法第45条の16第3項及び定款に定めるとおり理事会を開催し、理事長及び業務執行理事は職務の執行状況について報告すること。 2 理事会等の報酬について、規程等により支給基準を明確に定めるとともに、当該規程等に基づき整合がとれた報酬を支払うこと。	改善中	